

令和7年度子ども食堂等における食育の推進事業運営業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度子ども食堂等における食育の推進事業運営業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

本事業は、県内の子ども食堂等食支援団体において食育を推進するため、企業版ふるさと納税を活用して、県産農産物を子ども食堂等へ提供するものである。

また、食材の提供にあたって、県産農産物の産地や特徴をわかりやすく伝えることにより、子ども食堂等が子ども等の利用者に対して県産農産物への理解を深めるための食育を実施することを後押しするものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務要件

（1）子ども食堂等への県産農産物の提供

① 提供先の団体（対象）について

次のア及びイを「子ども食堂等」という。

ア 石川県内において子ども食堂（主に子どもを対象にした無料または定額の食堂であり、「地域食堂」などを含み、名称は問わない。）を実施する団体。（申込時に、活動実績または事業計画があることを確認する。）

イ 石川県内において子ども宅食（子どもがいる家庭に直接、子育て支援を主な目的として食品を提供する活動。拠点に食品を取りに行くフードパントリーは除く。）を実施する団体。

② 提供品目及び提供時期について

石川県産の旬の農産物を提供する。提供する量は、子ども食堂等における利用者に対して十分な量とする。

提供時期は、子ども食堂等の需要が高まるとされる夏休み及び冬休み期間を中心とする。ただし、提供品目の取扱時期の事情により、休暇期間でない時期の提供となっても差し支えない。その場合は、石川県と協議すること。

提供回数は委託上限額に鑑み、年3回程度を想定しているが、提供品目や寄附金額に応じて増減して差し支えない。

- ③ 本事業における食育の範囲について

子ども食堂等が県産農産物を使って食事を提供する。子ども食堂等のスタッフが子ども・保護者とのコミュニケーションの中で、PR 資材を用いるなどして、県産農産物への興味関心を高める。
- ④ 企業版ふるさと納税による寄附との関係について

各回の県産農産物の提供に係る費用（主に食材購入、輸送に係る費用）に足りる額の寄附受納が確定してから、子ども食堂等あての案内を開始する。
- ⑤ 子ども食堂等への事業の周知

公平性を確保して子ども食堂等に対して事業の周知をする。なお、石川県から各市町の子どもの食堂担当課に対して、メール送信や郵送により案内をすることは可能。

単なる食糧支援ではなく、子ども食堂等による食育の実施を後押しする趣旨であることを伝える。
- ⑥ 子ども食堂等からの申込の受付、受取方法や提供日時などの調整

子ども食堂等の地理的な事情に配慮し、可能な限り子ども食堂等にとって負担のない受取方法を調整する。
- ⑦ 県産農産物の調達・配送

効率的かつ効果的に調達及び配送をする。
- ⑧ 子どもや保護者向けの県産農産物の PR 資材の作成

子どもが県産農産物の産地や特徴を知り、親しみを持つことを狙いとして PR 資材を作成し、県産農産物の提供に併せて送る。
- ⑨ 子ども食堂等による食育の実施状況の把握

可能な範囲で、子ども食堂等による食育の実施状況や食堂スタッフの感想などを収集する。

(2) 本事業の原資となる企業版ふるさと納税の寄附の募集

- ① 本事業は石川県成長戦略の次の目的に該当することから、企業版ふるさと納税による寄附金を原資として充てる。

戦略 2 収益力の高い農林水産業と次世代につなぐ農山漁村づくり 施策 3 農林水産物のブランド化の推進や里山里海地域の振興 (1) 農林水産物のブランド化のさらなる推進 (2) 県産農林水産物の消費拡大
--

- ② 受託事業者は本事業の趣旨に賛同する企業を募集し、企業版ふるさと納税

による寄附の意思がある企業を石川県につなげる。(寄附受納の手続きは石川県が行う。)

③ 委託上限額を超える寄附金を集める場合には、事前に石川県と協議する。

(3) 本業務に係る経費の支払い

5 業務執行体制

- ・ 正副2人を担当者とする。
- ・ 上記担当者は、本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、事業内容や進捗状況について、石川県農林水産部ブランド戦略課（以下、「事務局」という。）と十分な協議の上、密に連携して行うこととする。
- ・ 業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、事務局と協議の上、決定するものとする。

6 成果品

(1) 業務完了報告書（実施した業務の内容、事業効果等）

実施した業務の内容、食育の実施状況、子ども食堂等の運営者や利用者の声、事業効果などを取りまとめ、報告すること。

県は業務完了報告書に基づき、事業成果を広報等により公表することがある。

(2) 電子データ

実績報告書データについては、電子媒体により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年3月31日（火）

7 その他

(1) 今回の契約により作成された成果品等の著作権は石川県に帰属する。

(2) 成果品等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(3) 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

(4) PR資材の製作等については、県と受託者が協議して変更する場合があります。

(5) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。

- (6) 県は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。
- (7) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- (8) 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (9) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ、解決する。
- (10) 業務内容について、事務局の都合により一部変更する場合がある。
また、業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。